

近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細(目標17)

No	事業名	【事業開始年月 ～事業終期年月】			SDGs該当目標	事業目標（指標）	事業概要
		過去	現在 H29 年度	未来			
1	近江八幡市第1次 総合計画策定事業 【平成29年4月 ～次期改定まで】		★	★	1 貧困をなくそう 2 気候をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう 生活環境・都市基盤・教育・文化・産業・経済・健康福祉・人権・総務など、市の最上位計画として各分野の方針や基本計画を明確にする。加えて、SDGsの17の目標も視野にグローバルな観点をも取り入れたユニークな計画とする。本事業は「基本構想」と「基本計画」から構成し、「基本構想」は、地方自治法に基づき定められる近江八幡市のまちづくりに関する基本的な考え方と、まちづくりの進め方の基本方向を提示する。「基本計画」は、基本構想を受けて具体的に市政の施策方針を明らかにする実行計画とする。なお、各分野ごとに計画年次等や個別の目標(数値等)を設定し、各目標年次までに事業・業務実施を行うものとする。KPIについても各分野ごとで異なるが、総合的な事業＆施策評価のシステムの構築を目標とする。	今日の少子高齢化による地域課題の顕在化や、東日本大震災をはじめ近年の自然災害の大規模化・多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化していることはもとより、他市町の総合計画策定状況や、当市まちづくりの更なる向上と進展を目指す中で、新たな「(第1次)近江八幡市総合計画」を策定する。 策定にあたっては、以下の基本的な視点により取組む。 ①「新市基本計画」の遺伝子を受け継ぎ、個別計画との整合を図り、事業・業務の補強をしながら市の最上位計画の策定を行う。 ②福祉、教育、農業など各個別計画との整合性を重視しながら策定を行う。(都市計画マスタープラン、農村振興基本計画、地域福祉計画、財政計画、人口ビジョン、各まちづくり構想等) ③計画のビジョンを市民へ提案(ワークショップや学区別説明会、フォーラムなど)することにより、官民一体的な構想とする。 ④長期期間(10年間)における市の「基本構想」と「基本計画」を定めることにより、住民が安全で安心して生活でき、「このまちに住んでよかった」と思える住民満足度の向上を図るとともに、自治体の経営戦略としての総合計画の策定を行う。	
3	地域創造ネットワーク形成事業 【平成25年10月 ～継続】	★	★	★	17 パートナリシップで目標を達成しよう	当市とゆかりのある市町(夫婦都市、姉妹都市、友好都市、災害応援協定締結都市)と交流・連携を深め、有事の際に円滑な連携を図るとともに、仮想50万人都市として共通の価値を創造することにより、様々な課題の解決や地域振興を図っていく。	関係市町が連携し、今日まで培ってきた様々な都市・地域・人とのつながり、結びつきを活かすべく、ネットワークの充実を図り、これを活かした実効性の高い施策・事業の検討・展開等を図るために会議を開催している。具体的には、毎回テーマを決め、そのテーマに精通している有識者を招いて講演して頂き、それに基づき、各市町の首長やステークホルダー(企業等の利害関係者)等による意見交換を行っている。また、一般市民も傍聴可能としており、広く一般に開かれたものとなっている。なお、平成28年度のテーマは「CSV(共通価値の創造)と広域連携」、平成29年度のテーマは「SDGsの推進と広域連携」である。
4	総合教育会議事業 【平成27年6月 ～継続】	★	★	★	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 17 パートナリシップで目標を達成しよう	国のSDGs実施指針における8つの優先課題の1番目に掲げられている施策の中に、初等中等教育の充実、幼児教育の充実、特別なニーズに向けた教育の推進や男女共同参画を推進する教育・学習の機会の提供等がある。このことから、教育大綱及び教育振興基本計画に基づいて、総合教育会議で必要な施策や方向性を確認しつつ、より一層の推進を図っていく。また、市長と教育委員とが十分な意思疎通を図ることにより、現状の課題と解決法を共有化し、同じ方向に向かうことにより円滑に課題の解決を図る。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、当市の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層、民意を反映した教育行政に取組む。
5	安寧のまちづくり推進事業 【平成28年1月 ～継続】	★	★	★	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリシップで目標を達成しよう	平成31年度末までに1箇所の対象地域(安寧のまちづくり拠点地域)の開発・整備(平成36年度末を目途に5つのパターンで、累計1,000世帯の住戸を供給)を目標とする。さらに、2040年代まで事業を継続し、供給住戸数を拡大する。常時、PDCAサイクルにより評価を行い、適宜事業内容の見直し等を図る。 ※PDCAサイクル…企業活動等において、業務を継続的に改善していく手法の一つ	総合戦略に掲げる「生涯活躍のまちづくり(日本版CCRC)」の当市における取組の方向性について、国の「生涯活躍のまち」構想を踏まえ、平成28年3月に策定した「近江八幡市安寧のまちづくり基本構想」を推進するため、事業化に向けての目標、基本要件、事業内容、事業化のプロセスなどを示した「近江八幡市安寧のまちづくり基本計画」を平成29年3月に策定した。 安寧のまちづくりのめざす方向性は、「近江八幡市ならではの魅力と資源を共創により活かし育てるまちづくり」である。主に東京、その他の大都市圏で定年退職されたシニア層の人が移住し、永年の夢をかなえ、若い世代とも交流しつつ第二の人生を楽しみながら、生涯暮らし続けられる近江八幡ならではの「まち」を、地域住民、市民、世界中の支援者とともにつくる「まちづくり」プロジェクトであり、このプロジェクトをテコにして、当市全体の居住環境を超高齢社会に適合したものに作りかえていく事業である。
6	近江八幡未来づくりキャンパス事業 【平成28年7月 ～継続】	★	★	★	17 パートナリシップで目標を達成しよう	国のSDGs実施指針における8つの優先課題の8番目に挙げられる「SDGs実施推進の体制と手段」としての「マルチステークホルダーパートナーシップ」の構築に該当する。地域リーダーや社会起業家を育成・輩出し、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスを創出する仕組みづくりをしていく。	地域資源を活用して、地域の社会的課題の解決につながる「生業」づくりや社会起業を構想・実践される仕組みづくりを目指す。講座(学び)と実践の機会を通じて、地域の社会的課題に持続的に取組むための手法を学び、課題解決につながる仕事づくりにチャレンジする人材が育つ仕組みをつくる。
10	市庁舎整備事業 【平成18年8月 ～平成32年12月】	★	★	★	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリシップで目標を達成しよう	実施設計において、市庁舎建設設計推進委員会を継続して開催し、意見を聞くほか、委員会を通じて関係市民団体とのヒアリングを行うなど可能な限り地域ぐるみの協働による事業展開を目指す。また、建設工事においては、新庁舎の竣工までに施設の運用や、事業の展開をシュミレーションできるよう、市民に工事の進捗状況を情報提供し、供用開始と同時に円滑な活用が図られることを目指す。	平成18年度に実施した本庁舎の耐震診断の結果を踏まえ、新庁舎建設に向けて、平成26年6月に「近江八幡市庁舎整備基本構想」、平成28年2月に「近江八幡市庁舎整備等基本計画」を策定し、平成29年3月には、「近江八幡市庁舎基本設計」を作成した。 これらの取組の過程においては、市民、学識経験者、各界代表者及び地域の代表者などで構成する各種検討委員会を設置し、可能な限り公開で開催し、議論を重ね、多くの意見を聞いてきた。また、市民参加のシンポジウムやフォーラムを開催し、広く市民に情報を公開するなど地域ぐるみの協働により事業を進めてきた。 今後も、新庁舎完成まで市民と共にパートナーシップで目標の達成を目指す。

当市とゆかりのある市町(夫婦都市、姉妹都市、友好都市、災害応援協定締結都市)と交流・連携を深め、有事の際に円滑な連携を図るとともに、仮想50万人都市として共通の価値を創造することにより、様々な課題の解決や地域振興を図っていく。

関係市町が連携し、今日まで培ってきた様々な都市・地域・人とのつながり、結びつきを活かすべく、ネットワークの充実を図り、これを活かした実効性の高い施策・事業の検討・展開等を図るために会議を開催している。具体的には、毎回テーマを決め、そのテーマに精通している有識者を招いて講演して頂き、それに基づき、各市町の首長やステークホルダー(企業等の利害関係者)等による意見交換を行っている。また、一般市民も傍聴可能としており、広く一般に開かれたものとなっている。なお、平成28年度のテーマは「CSV(共通価値の創造)と広域連携」、平成29年度のテーマは「SDGsの推進と広域連携」である。

近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細(目標17)

No	事業名	【事業開始年月～事業終期年月】			SDGs該当目標	事業目標（指標）	事業概要
		過去	現在 H29 年度	未来			
11	官庁街にぎわい・交流(活性化)事業 【平成23年10月～平成32年12月】	★	★	★	    	年齢や性別、国籍の違いや障がいの有無を問わず全ての人が近江八幡を感じ、交流を育むことのできる「新たな三方よし」の舞台を整備し、発展・推進させていくため、市民・来街者・民間団体・議会・行政が一体となり、官庁街に近江八幡らしい交流の種(シーズ)を育み、成長させ、さらには市域全体に発展できる環境づくりを目指す。 このためには、戦略的な段階活用を視野に将来的な社会情勢の変化や市民・来街者のニーズの変化、また、民間の力を引き出すなど、にぎわい交流創出のための新たな需要を喚起する弾力的で継続性のある機能の導入を目指す。	当市では、平成の地方分権改革に伴う官公庁規模や機能の見直しによる施設の統廃合などにより公共施設の官庁街エリア外への移転や、商業・サービス業施設の事業所数の低下などにより、官庁街周辺エリアの空洞化が進んでいる。こういった背景から、平成23年10月に有識者による「近江八幡市のまちづくりに関する懇話会」を設置し、平成24年3月に「新たな三方よしで、世界に発信する近江八幡」を基本理念とする「近江八幡市まちづくり構想～22世紀を目指したまちづくりビジョン～」を策定した。 また、平成24年6月に市民、学識経験者、各界代表及び地域の代表者などを委員とした「近江八幡市官庁街活性化・庁舎整備検討委員会」を設置し、平成26年6月に「新たな文化や生業を育み 多様な人々が集う 絆の拠点」を基本理念とした「新たな生業を育む歴史薫るまちづくり計画」を策定した。 その後、「100年のまちづくり近江八幡 にぎわいのある官庁街推進委員会」を設置し、それぞれの基本理念を踏まえ、「まちづくり」「交流」「防災」「環境」「福祉・教育」をキーワードに官庁街エリアの整備方針を「100年先を見据え にぎわい・交流を軸とした「来てみてよし」「迎えてよし」「地域よし」の新たな三方よし」とし、官庁街のにぎわい・交流(活性化)に取り組むこととした。
13	多文化共生推進事業 【平成24年3月～継続】	★	★	★	  	SDGsの実現に向け、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどが将来にわたって調和するよう、自治体レベルでの取組として、外国人住民への行政サービスの提供、地域住民の主体性発揮促進(市政や自治会等の住民自治への参加促進)、多文化共生教育の推進、多文化共生の地域づくりのための意識啓発、施策推進体制の整備等の検討を行い、多文化共生の社会づくりの取組・啓発等を進めていく。	外国人住民の増加とともに、長期滞在化や定住化、日本で生まれ育ち外国にルーツをもつ子どもの増加などの傾向が見られ、将来の地域社会を見据えながら、すべての市民が国籍や宗教、言語等の違いによらず対等な地域社会の構成員、すなわち住民として共にまちづくりに参画でき、人権が尊重され、共に生きられる「多文化共生」の社会づくりが求められている。 そこで、当市では、計画的・総合的に多文化共生を推進するため、平成24年3月に多文化共生推進指針を策定した。今後、この指針に基づいて、市行政、市民、関係機関・団体・企業等が行う具体的な取組内容を把握し、現在の社会状況等に見合う新たな取組内容への改訂、そして推進にかかる目標達成に向けた進捗管理を各年度ごとに行っていく。
14	自治振興推進事業 【平成28年8月～平成34年3月】	★	★	★	 	SDGsの実現に向け、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどが将来にわたって調和するよう、自治体レベルでの取組として、まちづくり協議会や市民活動団体が行う地域活動や企業が行う地域貢献活動への参加促進を行い、自主活動の活性化に向けた取組・啓発等を行っていく。	当市では、各地域においてまちづくり協議会を中心に住民や自治会、各種団体等が連携し、知恵と力を合わせて、魅力と誇りを実感できる個性豊かな地域社会の実現を目指した自主的な活動が展開されている。一方で、少子高齢社会や核家族化の進行、人口減少等により、個人の価値観や生活スタイル、市民ニーズは多様化し、地域活動の担い手不足や特定の人への負担が増加するなど、地域を取り巻く環境は大きく変化している。よって、多種多様な地域課題や市民ニーズに的確に対応し、住んでよかった、住み続けたいと感じられるまちづくりのためには、行政と市民、団体等が役割分担を行いながら、互いに連携した取り組みを更に進めていく必要がある。 そこで、平成29年3月に市民自治基本計画を策定し、市民に地域を知ってもらい、関わってもらう、そして様々な人がつながり合いながら、地域に存在する困りごとや喜びを分かち合えることができるまちづくりをめざし、地域力の強化に向けた総合的、計画的な取組の方針を定めた。今後、この計画に基づいて、市民、各種団体、企業等、そして行政が行う具体的な取組項目を設定し、目標達成に向けた進捗管理を各年度ごとに行っていく。
16	除雪機購入補助事業(協働による除雪支援) 【平成29年～継続】		★	★	 	国のSDGs実施指針における8つの優先課題の4番目に掲げられている施策の中にインフラがあり、激甚化する気象災害の構造的課題に対応が求められている。また、5番目の施策の中に、気候変動対策の推進、7番目の施策の中に、交通安全対策の推進がある。 こういったことから、昨年度の積雪量を想定外とせずに想定内として、地域コミュニティが身近な問題につながっている意識に立って対策を講じ取組むことで、これらの環境問題を含むグローバルな問題にローカルなところから初めの一歩を踏み出す。	平成29年1月～2月の積雪は近年にない積雪量であり、交通網は大混乱となった。地球温暖化に伴う異常気象として、今後もゲリラ雪的な、局地的な豪雪も想定外とせずに想定内とする準備が求められる。一方で、高齢化率の上昇、2025年問題を控え、一段と交通弱者である高齢者等の移動手段、地域公共交通の確保は課題となってくる。当市の「赤こんバス」は、交通弱者にとっての重要な移動手段であり、積雪時こそ、陸の孤島とならないためにも、「赤こんバス」を運休することなく、運行することが肝要である。 同時多発的に起こり得る事態に迅速な対策を取るための対策として、行政と地域住民の役割分担に基づき、協働のまちづくりを推進していく上でも、地域住民の共助によるマンパワーと設備機器の両面で取組むことが有効である。具体的には、降雪時に、赤こんバスの走行ルート、または通学路を除雪する作業を共助として行う自治会に対して、除雪機の購入費補助を行う。
17	クラウドファンディングを活用したまちづくり活性化事業 【平成28年12月～継続】	★	★	★	 	クラウドファンディングサービスの活用により、地域振興等を目的にまちづくり活動の活性化、地域の課題解決に取組むNPO法人、ボランティアグループ等を支援する。具体的には、クラウドファンディングサービスを活用し、立案されるプロジェクト(事業)の中で、当市内におけるまちづくり活動や地域の課題解決等の市民への公益活動に対し当市が公認することで、「地域の活力の創出や豊かな社会の実現を図り、もって公共の利益の増進に寄与する事業」を市が広報、周知活動等を実施することにより、立案者は、資金調達が容易となるとともに、従来型の行政からの補助金頼みではなく、当市内で地域振興を目的としたプロジェクトの実行が期待できるもので、その取組を通じてSDGsの17の目標の実現を図る。	近江八幡市では、クラウドファンディングサービスの活用により、地域振興等を目的にまちづくり活動の活性化、地域の課題解決に取り組むNPO法人、ボランティアグループ等を支援するため、FAAVO滋賀とパートナー契約を締結し、立案されるプロジェクト(事業)の中で、市内におけるまちづくり活動や地域の課題解決等の市民への公益活動に対し当市が公認している。 市が公認事業の広報、周知活動等を実施することにより、立案者は、資金調達が容易となるとともに、市内で地域振興を目的としたプロジェクトの実行が期待できる。

近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細(目標17)

No	事業名	【事業開始年月～事業終期年月】			SDGs該当目標	事業目標(指標)	事業概要
		過去	現在 H29 年度	未来			
53	都市計画事務事業 【昭和48年12月～継続】	★	★	★	    	次の事項を踏まえ、適正な都市計画事務を行う。 ①適時、適切な都市計画審議会の開催 年間4～5回の開催を目安に、案件の発生と諮問時期を見極め、開催事務を適正に履行の上、開催する。 ②区域区分の見直し 提出済みの市案の平成30年3月の県都市計画審議会諮問を目標に、地権者や地元に対する説明会、資料提供、関係機関との調整等を実施する。 ③当市権限による都市計画の適正な決定、変更 集中とスピード感ある手続きの進捗を図り、当市のまちづくりに大きな効果がある都市施設や土地利用方針をニーズや好機を逃さず適正に決定、変更する。 ④証明書等の標準期間内の審査、発行 ⑤最新の情報、技術、知識の取得を目的とした訓練(研修)	当市の住みよいまちづくりに向けた総合的かつ計画的な行政運営を図る上位計画、ならびにその方向性に即応する整備、開発及び保全の方針に基づくまちづくりや土地利用の方針等の実現を目指し、市民と協働で当市の実情に応じ市民目線に立った都市計画を推進することを目的に、次のとおり取組む。 当市の特性を活かしたまちづくりの推進に必要な都市計画に関する諸般の事務を履行する。 ①都市計画審議会の開催 ②区域区分の見直しといった国、県の権限による都市計画の推進 ③都市施設、地区計画等の当市権限による都市計画の適正な決定、変更 ④都市計画に必要な証明の発行
55	開発指導事業 【昭和48年12月～継続】	★	★	★	   	次の事項を踏まえ、適正な開発指導を行う。 ①庁内における連携を確保し、各個別法を満たす開発行為への誘導を目的とする庁内連携の確保(行為に対する各課照会から回答までの標準期間内の適正処理) ②証明書等の標準期間内の審査、発行 ③最新の情報、技術、知識の取得を目的とした訓練(研修) ④法律や当市のまちづくりの基本的方針との整合確保に必要な開発許可運用指針等の見直し	当市における総合的かつ計画的な行政運営を図る上位計画に基づく土地利用の基本方針等の実現と市民ニーズへの呼応を念頭に、市民、開発事業者と協働で住みよい住環境の形成を図ることを目的として、次のとおり取組む。 機能的で良好な住環境を形成し保持するため、円滑で適正な都市計画法等各種許認可、ならびにその内容等につき審査し証明を行う。
56	無電柱化推進事業 【平成29年1月～継続】	★	★	★	  	①無電柱化推進法発布に伴う事業環境の変化の把握 ・公共機関や民間主催のセミナー等を通じた情報収集 ・最新の情報、技術、知識の取得を目的とした訓練(研修) ②近江八幡市無電柱化推進計画の策定 「無電柱化推進法」により、国は策定が義務付けられ、県ならびに市には努力義務付けがなされた。 当市では、国の策定動向を見極め策定する方向性を持っているが、現在のところ国と県の策定が平成29年6月から9月頃と見込まれていることから、当市の策定は早くても平成29年10月着手、年度内策定となる見込みである。 ③近江八幡市無電柱化推進条例の制定 無電柱化推進計画の策定と同様に、国の推進計画の策定動向や当市における施策の方向性、当市推進計画との整合等を鑑み制定する。当市の無電柱化推進計画策定と並行して取組み、制定時期は平成30年3月を目標とする。 ④民間開発区域における無電柱化推進のための制度設計 従来の道路管理者として実施する無電柱化推進に加え、民間住宅開発区域における推進を、当市独自の無電柱化推進手法として事業を展開し発信したい。そのために、開発事業業界を中心とした意見聴取や事業のバックボーンとなる財政的支援の拡充等を主とする制度設計を、当市の無電柱化推進計画の策定と並行して進める。	市民、電線管理者、開発事業者等との協働で、当市の防災、減災への寄与、独自の景観形成及び向上、安全安心かつ円滑な交通の確保といった市民ニーズに応え、当市が市民にとって一層住みよく誇りの持てるまちへと発展を遂げるための一助となることを目的に、無電柱化推進に取り組む。 ※無電柱化推進業務 ②当市の無電柱化推進計画の策定 ③無電柱化推進条例の制定 ④民間開発区域における無電柱化推進のための制度設計と実施
69	近江八幡市安土城下町地区都市再生整備事業 【平成26年4月～平成31年3月】	★	★	★		整備事業の推進に当たり、地域における指定団体との協働を進め、意見交換会を実施することにより、方向性の整理を行い、計画期間(～平成30年度)内の事業実施を図る。	平成26年3月に策定された「近江八幡市安土城下町再生構想」に基づき、都市再生整備計画を策定し、平成26年度から同30年度までの5年間で整備を進めている。 平成29年度は地域住民による推進団体であるところの「安土城下町再生協議会」との定期的な協議に加え、本事業のアドバイザーである有識者及び学生との意見交換会を複数回開催する。
70	議会報告会 【平成23年4月～継続】	★	★	★		市政に関する議会での審査等の情報を積極的に市民に伝え、るとともに、市民と意見交換、懇談を行うことにより、市民の思いや意見を把握する。また、その内容を踏まえ行政への政策提案等に繋げる。	平成23年度に制定した議会基本条例に基づき開催するものである。近江八幡市議会として市民に身近で開かれた議会を目指し、行政への政策提案等へ繋げるため、市議会議員より市民へ議会活動の報告を行う。また、報告内容に沿って市民との意見交換、懇談会を実施する。